品川区町会・自治会児童参加地域事業補助金交付要綱

制定　平成３０年　４月　１日　要綱第　３５号
改正　平成３１年　４月　１日　要綱第１９１号
改正　令和　３年　５月３１日　要綱第１７５号
改正　令和　４年　３月１６日　要綱第　８２号
改正　令和　５年　５月２９日　要綱第１２６号
改正　令和　６年　９月　１日　要綱第３０６号
改正　令和　７年　３月１７日　要綱第　２１号

（趣旨）

第１条　この要綱は、町会または自治会（以下「町会等」という。）が、将来の地域活動の担い手となり得る児童の参加を促す事業（以下「児童参加地域事業」という。）を実施するにあたり、その経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における町会等とは、品川区町会・自治会に対する助成金（環境整備・地域コミュニティ活性化・防災）交付要綱（昭和６０年品川区要綱第６９号）の規定に基づき、環境整備助成金の交付を受けている団体をいう。

２　この要綱における児童とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条の学齢児童ならびに学齢前の幼児および乳児をいう。

（補助金の交付の要件）

第３条　補助金の交付を受けることができる町会等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

⑴　次条に規定する補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施すること。

⑵　第６条に規定する補助金の交付の申請をしようとする児童参加地域事業について、その申請年度内に、当該補助金以外の補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、町会等への加入促進のために、町会等に加入していない世帯の児童も参加することのできる事業とする。

（補助金額）

第５条　補助金の交付額は、補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）の４分の３以内とし、１町会等につき、１年度３回、各１０万円を限度とする。ただし、補助対象事業に係る宿泊費、人件費および食糧費（事

業において参加者に提供する食糧に係る経費は除く。）は、補助対象経費に含まないものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする町会等は、町会・自治会児童参加地域事業補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

⑴　補助対象事業の予算執行計画書

⑵　補助対象経費の見積書（写し）

⑶　その他区長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、原則として補助対象事業を開始する前に行わなければならない。

（交付決定）

第７条　区長は、前条第１項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、補助金を交付することを適当と認めるときは、町会・自治会児童参加地域事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知する。

２　区長は、補助金の交付を決定するにあたって、必要な条件を付することができる。

（請求書の提出）

第８条　前条第１項の規定による通知を受けた町会等は、区長が定める期日までに町会・自治会児童参加地域事業補助金請求書（第３号様式）を区長に提出しなければならない。

（承認事項）

第９条　補助金交付の決定を受けた町会等は、その後に生じた事情等により、当該交付決定に係る事業の中止または内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

（完了届）

第１０条　第７条に規定する補助金交付の決定を受けた町会等は、当該交付決定に係る事業が完了したときは、すみやかに完了届（第４号様式）に当該交付決定に係る事業の決算報告書および領収書（写し）を添えて区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第１１条　区長は、前条に規定する届出を受けた場合は調査を行い、交付決定の内容および事業の実施結果を確認した後に補助金の交付額を確定し、町会・自治会児童参加地域事業補助金確定通知書（第５号様式）により前条に規定する届出をした者に通知する。

（決定の取消し）

第１２条　区長は、補助金交付の決定を受けた町会等が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

⑵　補助金を他の用途に使用したとき。

⑶　交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

（返還）

第１３条　町会等は、前条の規定による取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、遅滞なく返還しなければならない。

２　前項の規定は、第７条に規定する補助金交付の決定を受け、既に交付された補助金の額が、第１１条の規定により確定された補助金の額を上回っている場合において、その差額分について準用する。

（違約金）

第１４条　町会等は、前条第１項の規定により交付を受けた補助金を返還する場合において、補助金の交付を受けた日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

（委任）

第１５条　この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、地域振興部長が定める。

付　則

この要綱は、平成３０年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和３年６月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

付　則

（令和５年度における特例）

１　令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに行われる第６条の規定による交付申請に係る第５条の規定の適用については、同条中「４分の３」とあるのは「５分の４」と、「２回」とあるのは「３回」と、「１０万円」とあるのは「１２万円」と読み替えるものとする。

２　令和５年４月１日から同年５月２８日までの間に、第６条の規定による交付申請を行い、第７条の規定による交付決定（以下「前交付決定」という。）

を受けた町会等は、当該交付申請に係る補助対象事業について前項の規定による読替え後の第５条の規定に基づき算定した補助金額と前交付決定に係る補助金額の差額について、補助金の交付申請（以下「追加交付申請」という。）を行うことができる。この場合において、追加交付申請の回数は前項の規定による読替え後の第５条の規定による申請の回数には含まないものとし、追加交付申請は第６条第２項の規定にかかわらず、補助対象事業を開始した後であっても行うことができる。

付　則

（令和６年度における特例）

令和６年９月１日から令和７年３月３１日までに行われる第６条の規定による、交付申請に係る第５条の規定の適用については、同条中「２回」とあるのは「３回」と読み替えるものとする。

付　則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

品　川　区　長　　あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名

町会・自治会児童参加地域事業補助金交付申請書

品川区町会・自治会児童参加地域事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

記

<table>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>申 請 回 数</td><td colspan="7">回目</td></tr>
<tr><td>申　請　額</td><td></td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事 業 経 費
（内訳）</td><td colspan="2">品　　名　　等</td><td>単　　価</td><td>個 数 等</td><td colspan="3">金　　額</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　　計</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施日
（予定）</td><td colspan="7">年　　月　　日から　　年　　月　　日</td></tr>
</table>

添付書類　１．予算執行計画書　　２．見積書（写）

第２号様式（第７条関係）

番　　号
年　　月　　日

様

品川区長　　印

町会・自治会児童参加地域事業補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付で申請があった児童参加地域事業補助金の交付について、品川区町会・自治会児童参加地域事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

<table>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>申請回数</td><td colspan="7">回目</td></tr>
<tr><td>交付額</td><td></td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業経費
（内訳）</td><td colspan="2">品名等</td><td>単価</td><td>個数等</td><td colspan="3">金額</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td></td><td></td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td>交付条件</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>請求書
提出期限</td><td colspan="7">年　　月　　日</td></tr>
</table>

第３号様式（第８条関係）

町会・自治会児童参加地域事業補助金請求書

事業名							
金　額		十	万	千	百	十	円

　　年　　月　　日付番　　号をもって交付決定のあった児童参加地域事業補助金について、上記の金額を請求します。

　　年　　月　　日

品　川　区　長　　あて

申請団体名

代表者住所

代表者氏名　　㊞

第４号様式（第１０条関係）

品川区長　あて

申請団体名
代表者住所
代表者氏名

完　了　届

下記のとおり、児童参加地域事業補助金対象事業が完了したので届け出します。

記

<table>
<tr><td>事　業　名</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>交付予定金額</td><td></td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事　業　経　費
（内訳）</td><td colspan="2">品　名　等</td><td>単　価</td><td>個 数 等</td><td colspan="2">金　額</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">合　計</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業実施日</td><td colspan="7">年　月　日から　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="8">添付書類　１．決算報告書　２．領収書（写）</td></tr>
<tr><td colspan="8">要綱第１１条による調査員氏名　地域センター　印</td></tr>
</table>

第５号様式（第１１条関係）

番　　号
年　　月　　日

様

品川区長　　印

町会・自治会児童参加地域事業補助金確定通知書

　　年　　月　　日付で完了届が提出された児童参加地域事業補助金については、品川区町会・自治会児童参加地域事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付金額が確定しましたので通知します。

記

事業名							
金　　額		十	万	千	百	十	円
交付済額							
差引金額							